

こども誰でも通園制度 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、公立保育所が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

| | |
|---------|---------------|
| 名 称 | 帯広市 |
| 所 在 地 | 帯広市西5条南7丁目1番地 |
| 電 話 番 号 | 0155-65-4158 |
| 代表者氏名 | 帯広市長 上野 庸介 |

2 目的・運営方針

公立保育所は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 公立保育所は、保育の提供に当たっては、利用する乳児及び幼児（以下「入所児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 公立保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 公立保育所は、利用児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

3 こども誰でも通園制度を実施する職員（令和8年4月1日の状況）

| 職 種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|-----|----|----|-----|---------|
| 保育士 | 1 | 1 | | 地域担当保育士 |

4 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

- (1) 火曜日・木曜日 午前9時～午前11時 午後3時～午後5時

※行事等により、利用できない週・時間がある場合もあります。

(2) 留意事項

- ・登所時の検温や体調によっては、ご利用できない場合があります。
- ・送迎者が変わる場合には事前に、必ずご連絡ください。
- ・欠席する場合は当日午前8時00分までにご連絡下さい。
- ・薬の取り扱いについては、受け付けていません。

☆この書面の確認を以て、利用に際する事項に同意したものとします。